

令和7年度 三重県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修 開催要項

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の適正かつ円滑な運用に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施者

社会福祉法人三重県社会福祉協議会(三重県から受託)

3 研修対象者

研修対象者は、次のいずれかに掲げる者で、事業所が推薦する者とする。

(1) サービス管理責任者(サビ管)

三重県内に所在する障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる業務に応じ、通算して別紙2に掲げる年数以上の実務経験を有し、「相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)」の受講を修了している者、又は、「令和7年度相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)」の受講を修了見込みの者

※基礎研修修了日以後、サービス管理責任者等の業務をととして受講者の人材育成を図る必要があるため、事業所における一定期間のOJTが必要です。基礎研修申込の段階で、実施事業所を確定しておいてください。

※制度の改正により、令和4年度のサービス管理責任者基礎研修受講者から、配置実務要件を満たしている場合でも基礎研修修了後すぐに配置ができず、実践研修を受講・修了した後、配置が可能となります。基礎研修修了者は、既にサービス管理責任者が1名配置されている場合、2人目のサービス管理責任者として、個別支援計画書(原案)の作成は可能です。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

(別紙2抜粋)

(2)児童発達支援管理責任者(児発管)

三重県内に所在する児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援の事業所において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる業務に応じ、通算して別紙3に掲げる年数以上の実務経験を有し、「相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)」の受講を修了している者、又は、「令和 7 年度相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)」の受講を修了見込みの者

※基礎研修修了日以後、サービス管理責任者等の業務をとおして受講者の人材育成を図る必要があるため、事業所における一定期間の OJT が必要です。基礎研修申込の段階で、実施事業所を確定しておいてください。

※制度の改正により、令和4年度の児童発達支援管理責任者基礎研修受講者から、配置実務要件を満たしている場合でも基礎研修修了後すぐに配置ができず、実践研修を受講・修了した後、配置が可能となります。基礎研修修了者は、既に児童発達支援管理責任者が1名配置されている場合、2人目の児童発達支援管理責任者として、個別支援計画書(原案)の作成は可能です。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

(別紙3抜粋)

4 受講定員

300名(全日程合計)

5 カリキュラム

研修のカリキュラムは別紙 1 のとおり

6 研修日程・場所

【講義】

令和 7 年 6 月 16 日(月)～6月 29日(日)(予定) / YouTube におけるオンデマンド動画視聴

【演習】

日程	日時	場所
A 日程	令和 7 年 7 月 11 日(金)	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 大会議室 (伊勢市岩渕 1 丁目 13-15)
B 日程	令和 7 年 7 月 15 日(火)	四日市市文化会館 第3ホール (四日市市安島2丁目5-3)
C 日程	令和 7 年 7 月 22 日(火)	三重県社会福祉会館 講堂 (津市桜橋 2 丁目 131)

※上記 A～C 日程のうち、いずれか 1 日程の受講となります。受講決定時に当会が指定した日程にて受講してください。日程の変更はいたしかねますので、予めご了承ください。

※日程は変更する場合がございます。その場合、受講決定時に受講決定者宛に通知します。

※天災等により日程を延期・変更する場合、申込時に Google フォームへ入力いただいたメールアドレス宛に通知します。

7 申込方法

下記(1)と(2)両方の手続きを行うことで申し込み完了となります。「別紙4 申込フロー・チェックシート」を必ずご確認ください。

(1)オンラインによる申込

本会ホームページ(<https://www.miewel-1.com/training/>)から、申込フォーム(Google フォーム)にアクセスし、**5 月 21 日(水)17時迄**に送信してください。

(2)書類郵送による申込

① 相談支援従事者初任者研修の受講確認書等

(ア) 令和 7 年度に実施される『相談支援従事者初任者研修』(サビ管・児発管コース)【合計2日間】を受講予定の方

・提出不要です。

(イ) 令和 6 年度以前に『相談支援従事者初任者研修講義部分』を受講・修了した方

・相談支援従事者初任者研修講義部分 受講証明書の写し

(ウ) 令和 6 年度以前に『相談支援従事者初任者研修』を受講・修了した方

・相談支援従事者初任者研修 修了証書の写し

・実務経験証明書(様式2)

※県外で受講・修了した方は、提出書類が異なりますので、事務局へお問い合わせください。

② 「推薦書」(様式1号) サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として配置される予

定の法人・事業所の代表者から推薦を受けた方：**推薦書**(押印には法人印又は事業所印を使用してください)

※今後新たに開設予定の法人・事業所にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の方、法人・事業所名や代表者が未定の方は、提出書類が異なりますので、事務局へお問い合わせください。

③ 返信用封筒

長形3号封筒(A4版用紙3つ折りが入るサイズ)
110 円切手を貼付し、宛先を記入すること。

④ 基礎研修申込チェックシート(別紙4-②)

※申込内容について事務局から連絡をする場合があるため、予め提出書類の控えをお取りください。
提出書類が整っていない場合は受け付けいたしかねますので、不備のないように申込ください。

《申込先(書類送付先)》

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階
社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉育成支援課
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修担当 宛

《申込期限》

令和7年5月21日(水) **【必着】**

※、郵送以外での申込(持参・FAX・Eメール等)及び申込期限後に到着した書類は一切受け付けません。

8 受講決定

申込フォーム(Google フォーム)及び提出書類の記載内容等により受講可否を決定し、6月上旬を目途に、受講申込者宛てに郵送にて通知します。

※令和7年6月13日金時点で受講可否通知が届かない場合は、事務局までお問合せください。

※受講決定後にキャンセルされる場合は、事務局までメールにて必ずご連絡ください。

なお、受講申込者が多数見込まれるため、研修の趣旨に鑑み、以下の点を考慮して決定します。

- ① 新たに立ち上げる事業所において、実践研修受講後、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者を優先
- ② サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の必要な数を配置することができず、現に減算となっている事業所に配置予定の者を優先

9 研修課題

課題の内容等については、受講決定通知とともに示すものとします。

なお、期日内に課題の提出がない場合、講義・演習の受講及び修了証書の発行はできません。

※空欄がある、1行しか記載がない(文字数が極端に少ない)などの場合、再提出を求める場合があります。

10 受講費用

5,000円

受講決定通知と併せて納入通知書を送付します。納入通知書に記載された期日迄に必ず納付してください。
納入後は、いかなる場合でも受講料の返金はしませんので、予めご承知おきください。

11 修了証書

- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了(修了証書を交付)するためには、①相談支援従事者初任者研修の講義部分を受講していること、②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修の講義・演習の受講及び期限内に指定の課題を全て提出することが必要です。
- ・通算15分以上の遅刻、早退、退室により事務局が受講を確認できない場合や、受講態度が著しく不良の場合(演習中の私語、居眠り、携帯電話の使用、電話対応等)は、修了証書を発行できません。
- ・修了証書は三重県が発行し、研修終了後に受講者本人へ交付します。
なお、申込時に提出いただいた修了証書の情報に基づき、発行しますので、ご了承ください。その他、ご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。

12 留意点

三重県知事は、修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するものとします。

13 「OJT 期間短縮のための例外規定」に関して

本研修を修了後、「OJT 期間短縮のための例外規定」に基づき、6ヶ月のOJT期間を経て、実践研修の受講を予定している方は、速やかに、三重県障がい福祉課まで、必要な手続きを行ってください。詳細については、三重県庁のホームページのご確認をお願いします。

【ホームページ URL】

https://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/90507000001_00001.htm

14 事務局（問い合わせ先）

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉育成支援課

住所:〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階

TEL:059-213-0533 FAX:059-222-0305 MAIL:syogai@miewel.or.jp